

平成 2 3 年泉北環境整備施設組合議会

第 4 回定例会 会議録

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日 (木)

泉北環境整備施設組合議会

1 平成23年12月22日（木）午前10時、泉北環境整備施設組合議会第4回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	松尾	京子	君	2番	明石	宏隆	君
3番	佐藤	一夫	君	4番	奥田	悦雄	君
5番	古賀	秀敏	君	6番	池辺	貢三	君
7番	小西	日出夫	君	8番	高橋	登	君
9番	濱口	博昭	君	10番	南出	賢一	君
11番	友田	博文	君	12番	赤阪	和見	君
13番	早乙女	実	君	14番	矢竹	輝久	君
15番	辻本	孔久	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	神谷	昇	副 管 理 者	阪口	伸六
副 管 理 者	辻	宏康	代 表 監 査 委 員	山出	邦夫
事 務 局 長	堀内	建夫	会 計 管 理 者	中塚	優
総 務 部 長	高寺	信夫	事 務 局 次 長	藤原	光二
			兼 清 掃 部 長		
下 水 道 部 長	中阪	秋男	総 務 部 次 長	炭谷	力
総 務 部 総 務 課 長	川坂	信也	総 務 部 管 理 課 長	中嶋	護
総 務 部 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	池尾	秀樹	清 掃 部 次 長 兼 環 境 事 業 課 長	岸部	昭彦

清 掃 部 次 長 兼 環 境 管 理 課 長	細 野 幸 三	下 水 道 部 理 事	初 田 節 則
下 水 道 部 次 長	池 尾 学	下 水 道 部 事 業 課 長	逢 野 典 夫

- 1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部総務課主幹	渡 邊 一 午	総務部管理課主幹	細 木 弘 吉
----------	---------	----------	---------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 10 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成23年度 9 月分、10 月分) |
| 日程第 4 | 認定第 1 号 | 平成22年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第 5 | 認定第 2 号 | 平成22年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計歳
入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 3 号 | 平成22年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計歳
入歳出決算認定について

【決算審査特別委員会委員長報告】 |
| 日程第 7 | 議案第 11 号 | 泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例制定について |
| 日程第 8 | 議案第 12 号 | 平成23年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第 1
号）について |
| 日程第 9 | 議案第 13 号 | 平成23年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補
正予算（第 1 号）について |
| 日程第 10 | 議案第 14 号 | 平成23年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計補
正予算（第 3 号）について |
| 日程第 11 | 報告 | 議員派遣の報告について |

(午前10時10分開会)

○議長（矢竹輝久君） おはようございます。大変お待たせいたしました。

議員各位におかれましては、師走を迎えまして公私何かとお忙しい中、本日招集されました平成23年泉北環境整備施設組合議会第4回定例会にご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

ただいま出席議員は15名で、全員の出席をいただいておりますので、平成23年泉北環境整備施設組合議会第4回定例会は成立をいたしました。よって、これより開会いたします。

なお、本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程どおり順次議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。本組合議会会議規則第111条の規定により、私よりご指名申し上げます。

2番 明石宏隆議員、12番 赤阪和見議員のご両名をお願いいたします。

次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期は本日1日といたしまして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのお声がありますので、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

それでは、ここで管理者より組合議会招集のあいさつのため、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

神谷管理者。

○管理者（神谷 昇君） おはようございます。管理者の神谷でございます。

議長のお許しをいただきまして、平成23年泉北環境整備清掃組合議会第4回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

年の瀬を迎えまして、本年も余すところ10日となってまいりました。議員皆様方におかれましては、母市の議会委員会等を終えられまして大変お疲れのところ、本定例会にご参席を賜りましてまことにありがとうございます。

平素は、本組合業務の格段のご理解とご協力を賜り、我々一同心から厚く御礼を申し上げ

る次第でございます。

まず初めに、先日新聞報道等ございました公用パソコン不正アクセスの問題につきましては、議員皆様方におかれましては大変ご心配をおかけし、まことに申しわけなく思っているところでございます。本当に申しわけございません。ここに改めましておわびを申し上げたいと存じます。

調査の結果、現在パソコン内部の情報が外部に漏えいしたという事実はございませんが、同当事者には厳正なる処分をいたしたところでございます。

また、再発防止に事務局長以下、全職員に綱紀粛正及びコンプライアンスをさらに徹底をしまいたいというふうに思っております。

今後は、信頼を回復すべく、心して職務に精励してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、議員協議会におきまして事務局より説明を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件でございますが、平成22年度本組合一般・特別両会計の決算につきまして、決算審査特別委員会でご審議を願ったわけでございますが、この件につきまして、特別委員会の松尾委員長よりご報告をいただきまして、ご認定を賜りたいと存じております。

また、人事院勧告に伴います職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、また、平成23年度一般・特別両会計の補正予算につきましても、ご審議を願うことになっております。

その他の案件といたしましては、例月現金出納検査の結果報告でございまして、いずれの案件につきましてもよろしくご審議を賜りまして、ご可決、ご承認賜りますよう心よりお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（矢竹輝久君） 管理者のあいさつが終わりました。

引き続き、議事に入ります。

次に、**日程第3、報告第10号、例月現金出納検査の結果報告について**を議題といたします。

本件は、平成23年度9月分、10月分に関する現金出納検査の結果報告であります。

この際、質疑がありましたらお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、報告第10号につきましては、地方自治法第235条の2第3項の

規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

次に、日程第4、認定第1号、平成22年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号、平成22年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号、平成22年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

本件につきましては、去る10月28日の第3回定例会において決算審査特別委員会に付託され、過日ご審査をいただいておりますので、審査結果について委員長よりご報告をいただくことにいたします。

松尾委員長、よろしくお願いをいたします。はい、どうぞ。

○決算特別委員会委員長（松尾京子君） 松尾でございます。決算審査特別委員会の審査結果と概要をご報告申し上げます。

去る10月28日の本会議におきまして、決算審査特別委員会に付託されました平成22年度泉北環境整備施設組合一般会計及び廃棄物発電事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計、3会計の決算認定につきまして、11月2日、本特別委員会を開催いたしました。

まず、一般会計につきまして、理事者より提案説明の後、審査に入りました中で、焼却灰の搬入先であるフェニックスと松尾寺山最終処分場の残存容量及び残存年数から、寿命が迫ってから慌てるのではなく、早期より組合としての最終処分場の将来の構想を持っていただきたいとのご要望がございました。

また、組合としての分担金の見直しの考え方についての質問に対し、これまで数回にわたる副市長会議及び担当部課長会議が開催されているが、早期に合意に達していただき、規約の改正に進んでいただきたいとの説明がございました。

また、焼却炉の運転形態についての説明を求めたところ、5号炉については発電設備が備わっていないことから、1、2号炉を重点的に運転し、1、2号炉で処理できない量を5号炉で処理し、売電の歳入の確保に努めているとの説明がございました。

また、組合としてごみの削減についての施策の説明を求めました。

これに対し、ごみ調査による啓発、組合市関係部課との連携の強化、事業系ごみの有料化、資源化センターの更新事業等の説明がございました。

また、古紙の売り払い及び再資源化業務の件で契約の再構築を要望する意見がございました。

また、松尾寺山最終処分場が現在土砂崩れを起こしていることについて、速やかに対処を

お願いしたいとのご要望がございました。

以上が、一般会計の概要でございます。

続いて、廃棄物発電事業特別会計につきまして、理事者より提案説明の後、審査に入りました中で、発電施設の投資額に対する費用対効果の説明を求めたところ、公債費並びに建設費を既に投資回収している旨の説明があり、当初建設段階では発電設備を備えるのに不安であったが、財政に寄与していることは評価できるとのご意見がございました。

次に、公共下水道事業特別会計につきましても、理事者より提案説明の後、審査に入りました中で、不納欠損額と収入未済額の詳細説明と、合流改善整備事業費の委託料の詳細説明を求めましたが、意見、ご要望等はございませんでした。

以上、3会計についての意見、要望が出されました。

委員会といたしまして、総括討論を経て採決に付したところ、各会計とも認定すべきとの結論に達した次第でございます。

以上、本委員会における結果と概要につきまして、ご報告を終わらせていただきます。

本会議におかれましても、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（矢竹輝久君） 委員長報告が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員長報告に対する質疑を省略し、これより3案に対する討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

お諮りいたします。

認定第1号、平成22年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定の委員長報告は、認定とするものであります。

本件について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第2号、平成22年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計歳入歳出決算認定

の委員長報告は、認定とするものであります。

本件について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、認定第2号は、これを認定することに決定いたしました。
お諮りいたします。

認定第3号、平成22年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
の委員長報告は、認定とするものであります。

本件について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、認定第3号は、これを認定することに決定いたしました。

続きまして、**日程第7、議案第11号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきましては、提案説明を求めます。

高寺総務部長、どうぞ。

○総務部長（高寺信夫君） 総務部長の高寺でございます。

議案第11号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

本件は、人事院勧告に基づき、本組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制
定でございます。

内容につきまして、ご説明申し上げます。

次の12ページでございます。

第1条は、本組合の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、本条例第6条の給
料表を、13ページから17ページの別表のとおり、平均で0.23%を引き下げるものでございま
す。

次の第2条につきましても、本組合の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、
平成19年2月、給料表の改正時におきまして、給料の切替後の給料が、切替前の給料を下回
る場合につきましては、国に準じ経過措置としてその差額を支給することとなっております
が、この経過措置対象者に当たる者につきましては、給料月額に100分の99.59を乗じるもの
となっておりますが、今回の人事院勧告によりまして、その率を100分の99.59から100分の

0.49引き下げ、100分の99.10に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例改正は平成24年1月1日から施行するものでございます。

以上が、本組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

以上でございます。

○議長（矢竹輝久君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

友田議員。

○11番（友田博文君） 先ほど管理者からもありましたけど、懲戒処分の関係で、この給与関係はこの処分の関係についてはどのようになるんですかね。

○総務部長（高寺信夫君） 総務部長の高寺でございます。

懲戒等の処分の給料の関係ということでございますが、今回管理者の最初の冒頭にありましたように、今回の処分につきましては、対象者、停職ですね。減給等3名、それと減給の課長おります。そのほかに、処分、私ども含めまして局長以下4名がございます。

3名の停職につきましては、階級でいきますと1階級の降格ということでございます。給料につきましては、約二、三万円の減ということになっております。

以上でございます。

○議長（矢竹輝久君） 友田議員。

○11番（友田博文君） 今、1階級降格の二、三万円って言うたんかな。三万円言うたん。

○総務部長（高寺信夫君） 総務部長の高寺でございます。

個々によりまして、本俸、給料表違いますので、ちょっと特定できません。はっきりとした減給のほうはわかりません。申しわけございませんけども、その旨につきましては、また後ほどご報告を申し上げたいと思っております。

すみません。後ほどまた議員協議会がございますので、そのときに報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（矢竹輝久君） 友田議員、起立して。

○11番（友田博文君） すみません。

この停職した人と減給した、降格してこの今回の条例が適用されるということになるんですかね。それだけちょっとお聞きしておきます。

○総務部長（高寺信夫君） 総務部長の高寺でございます。

今回の人勧分の引き下げも含めまして適用されます。

以上です。

○議長（矢竹輝久君） 他に質疑はございませんか。

古賀議員。

○5番（古賀秀敏君） 特に異論はないんですけれども、ただ気になるのは、国のほうでいわゆる国家公務員は今回見送られたんですよね、この人事院勧告。そこの整合性、今後どのようにお考えになるのか、その1点だけちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（矢竹輝久君） 整合性について、答弁。はい、どうぞ。

○総務部長（高寺信夫君） 総務部長の高寺でございます。

古賀議員がおっしゃるように、国のほうでは見送られたということで、この人勧については各自治体で十分協議しなさいということでございます。本組合におきましても、労働組合、または構成市と調査しまして、今回1月1日から施行するという事で決定いたしました。

以上です。

○議長（矢竹輝久君） 古賀議員。

○5番（古賀秀敏君） 今後は、こういうことは多分ないと思いますけれども、やっぱり国の動向というの物的確にとらえながら対応されるべきではないかと、このように思いますので。といいますのは、国家公務員と、いわゆる地方公務員との間で、そういったまた格差が生じるということにも相なってきますので、今後の対応としては、そこいらを注意しながら対応していただきたいと、このように思います。

母市のほうでは、もう既に11月に決めました関係で、国の行方がまだ定かでないときに決定をしたという経過もございますので、今回はたまたま国が見送られたという結果が出てからの内容でございますので、今後、国の動向を見ながら、そしてできるならばやっぱり国に合わせるという、国家公務員と同等な形で対応されるべきではないかなと、このように思いますので、そのことだけ申し上げて終わりたいと思います。

○議長（矢竹輝久君） 他に質疑の発言はありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なしの声あり)

別にないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、**日程第8、議案第12号、平成23年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第1号)**についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

高寺総務部長。

○総務部長(高寺信夫君) 総務部長の高寺でございます。

議案第12号、平成23年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

本件につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴います人件費の増減等歳出予算及び歳入財源の見通しによる増減調整を行ったものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり歳入歳出それぞれ4,789万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,641万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

3歳出、第2款総務費、第1項総務管理費につきましては、給料、職員手当等人件費で、人事院勧告及び人事異動により職員1名減等によりまして1,216万8,000円の減額をお願いするものでございます。

次の46ページでございます。

第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費につきましては、2,153万1,000円の減額をお願いするものでございます。給料、職員手当等人件費で、人事院勧告及び人事異動により121万1,000円の減額、委託料につきましては1,280万円を減額するものでございます。運転管理業務及び汚泥運搬処分委託料等の契約差金等により1,626万5,000円を減額し、水処理用活性炭再生処理委託料等で346万5,000円を追加するものでございます。

次の47ページでございます。

第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、1,419万5,000円の減額をお願いするものでございます。給料、職員手当等人件費で、人事院勧告及び人事異動等により619万5,000円の減額、工事請負費につきましては、焼却処理設備及び焼却灰搬出設備維持補修工事費では契約差金等で4,600万円を減額し、また、バイオディーゼル燃料化設備設置工事費につきましては、本年度国の補助の対象外となったことから、23年度での施工は見送り、2,200万円を減額するもので、松尾寺山最終処分場崩壊緊急工事費6,000万円を追加いたしまして、工事請負費で800万円の減額となったものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

43ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、発電収入の増収等によります廃棄物発電事業特別会計からの繰入金の増額及び前年度繰越金の充当等歳入予算の増額と歳出予算の減額を増減調整し、分担金で2億4,944万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、ごみ再資源化施設基本計画策定に対する補助金でございますが、内示額の減によりまして268万円を減額するものでございます。

第4款繰入金、第1項特別会計繰入金につきましては、6,121万2,000円の追加でございます。廃棄物発電事業特別会計におきまして、発電収入の増収等によるものでございます。

第5款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度繰越金を予算充当し、1億3,201万8,000円を追加するものでございます。

第6款諸収入、第2項雑入につきましては、1,100万円の追加でございます。内容でございますが、アルミ缶等有価物の売却単価の上昇により2,200万円を追加するものでございま

すが、先ほどの工事請負費でご説明申し上げましたとおり、バイオディーゼル燃料化設備設置工事の国の補助が見送られたことから、地域バイオマス利活用整備交付金1,100万円を減額するものでございます。

以上が、平成23年度一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

以上です。

○議長（矢竹輝久君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

友田議員。

○11番（友田博文君） 今、話があちこち行くけど、この処分の関係はここでいいんですかね。これ違うんですかね。ああ、議員協議会。ああ、そうですか。

バイオマスの関係について、もう少し詳しくご説明願いたいと思っております。

それと、松尾寺山の最終処分の緊急工事ですけど、6,000万円となってるんですけどね。大変工事してくれるのはありがたいと思うんですけど、どんな工事するのかなと思ってね。ちょっと私たちこの山側でいろんな工事をやっていますけど、そんな大きな工事をするということはまず少ないと思うんですけども、例えば今回坪井山という面整備したところあるんですけども、ものすごく土砂崩れしたわけですね。それが、大体修復するのに700万円ということになっておるんですけども、この松尾寺山最終処分場というのは、最終的にはいっぱいになって結局全部埋めてしまうという、その6,000万円がむだになるん違うのかなというふうに思うんですよ。

その点、工事内容を聞けなわかりませんが、そういう面から一体どんな内容で工事されるのか、お聞きしたいと思います。

それとちょっとわかりませんが、5号炉の関係はここでええんですか。また別ですか。ここでええんですか。

5号炉の関係について、母市でも来年からは焼却をしないというようなことを聞いているん

ですけども、この経営改革プランの中でも載ってるんですけどね。8ページにですね。まあ、言うたら23年度、ことしやね。今回は39日、22年度は44日、だんだん減ってきてるけど、こういう焼却が5号炉は稼働されているわけです。それが、来年度から稼働しないということに聞いているんですけども、この辺の詳しいちょっと内容をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（矢竹輝久君） 3点です。まず、バイオマス関係についてと松尾寺の最終処分工事内容、5号炉の関係、補正予算に絡めて答弁していただけますか。これはだれかな、答弁。まずバイオマスのちょっと補足説明。

はい、岸部さん、どうぞ。

○清掃部次長兼環境事業課長（岸部昭彦君） 清掃部次長の岸部でございます。

バイオマス燃料設備の設置工事につきまして、先ほどと同じような回答にはなるのですが、補助金制度がなくなったと、補助金ありきの工事ということで考えてございましたので、今回なくなったものでございます。

○議長（矢竹輝久君） 補足説明で、そのバイオマスの事業の中身もちょっと踏み込んで、再度答弁。国庫補助がつかなかったということで予算を流したというのはわかるので、そのちょっと補足答弁お願いできますか。

それと、松尾寺最終処分場の工事内容。

どうぞ、答弁。

○清掃部次長兼環境事業課長（岸部昭彦君） 清掃部次長の岸部でございます。

バイオマス燃料化ですけども、この分は3市から廃食油を回収してきまして、こちらのほうでもって設備を設けて燃料化を行うというものでございまして、そういうふうな形でもって考えてございました。

すみません、そしたら次松尾寺山。

すみません、松尾寺山の崩壊につきましては、現場調査を行った結果、造成した背面に湧出水が流れ込み、その水頭圧によって地山と盛り土の間に強度が低下したものでございます。そういう原因に伴いまして、工事内容といたしましては、くい工法と重量壁工法、そしてまた蛇かご工法というものがございまして、その中で今回の工事に適用する、一番適したものとして蛇かご工法でもって整備を行うものでございます。蛇かご工法により、山の内部に湧出する水を導き出して崩壊の原因を改修するというものでございます。

そして、議員が先ほど言われたむだではないのかということなんですけども、当然、その

場所へは焼却灰を搬出するわけございまして、焼却灰が雨にさらされますと、その水をどうしても処理しなければならないので、ゴムシートを必要として同時に作業を行うものでございます。

以上でちょっと終わらせていただきます。

○議長（矢竹輝久君） 次、5号炉関係。一般会計補正予算に絡めて。

経営改革プランは、協議会報告で詳細についてはそちらで報告がありますので、一般会計補正予算ということで、5号炉の部分についての答弁をお願いできますか。これはどなたでしょうか。

はい、引き続き岸部さん。

○清掃部次長兼環境事業課長（岸部昭彦君） 清掃部次長の岸部でございます。

5号炉につきましては、今後、ごみの減量化等に伴い、適正な方向でもって進めていきたいと考えてございます。

○議長（矢竹輝久君） 友田議員、どうぞ。

○11番（友田博文君） バイオディーゼルですけどね。そのバイオディーゼルというのは今の時代の中で何とかそういうリサイクルの関係で必要とするようなものだろうと思うんですけども、それを手がけておいて、補助金が見つからないからやめるというような、もともとそやから泉北環境ではバイオディーゼルの施策というのは、別に補助金が出るからやると、補助金出えへんかったらやらへんと、こういう感覚でやってたんですかね。

その点、もうひとつきっちり説明お願いします。

それと、松尾寺山ですけど、これ6,000万という設計組んでるんかどうかわかりませんが、その書類が、書類というか設計書が、我々もらってないと思うんですけどね。これいただきたいと思います。

それと、どんな積算になっているのかね。一体何メートル蛇かごで積んでいくのか、高さどのぐらいになるのかね。その辺、まあ言うたら片一方に山が積み上がって行って里道があって、その次がこの松尾寺山やと思うんですけども、そういうところにそれだけの費用をかける必要があるのかなというふうに思うんですよ。

これが、将来これできちっとそのまま残るんやったらええですよ。将来埋めてしまうんですよね。その点もどんな考慮をしているのかね。これは、お金がやっぱり少ないほどいいんですからね。その辺のところを、私たち地元としてはやってほしい。早くやってほしいという願っていたわけですけども、余りにも費用が私としては他のところと比べても、他のと

ころはそれは永久に残しておかないかところですよ。ここは永久に残さんでもええとこなんですよ。

その点を含めて、今回それだけの必要な工事にせないかんのか、大きな工事にせないかんのか。6,000万というのは大変な工事やと思うんですけども、その点、内容がちょっとわかりませんが、きっちりともう一度精査していただいて、我々にも詳細を説明していただいて、その上で実行していただきたいなど、そのように思います。

その点、もう一度よろしく申し上げます。

ごみ減量、5号炉ですけどね。ごみ減量化をしていくんやという話ですけども、今までやっぱりこれだんだん減っているけども、一挙に30日も40日もたいてたやつを一挙にやめれると。そうすると、その1号炉、2号炉にそんだけの負荷がかかってくるということになるんですけども、それは一挙に減量を進めていくというようなことになると思うんですけども、その点、それだけの分を減量しようと思ったら大変なことだろうと思うんですけども、その辺、どんな具体策があるのかちょっとお願いいたします。

○清掃部次長兼環境事業課長（岸部昭彦君） 清掃部次長の岸部でございます。

先ほどの議員のご質問の施策というものでございますが、こちら1、2号炉の定期整備について、できるだけ短い短縮でもって工事を進めたいと考えてございます。

○議長（矢竹輝久君） まず、順次答弁お願いできますか。まず、バイオディーゼルの補助金がつかなかったらやめるのかどうかという点と、次松尾寺のやつは積算根拠ですね。設計書の提出という要求があったんですが、あわせて詳細の説明について、していただけるのかどうかという質問ですんで、それに……

はい、じゃ、部長答弁。

○事務局次長兼清掃部長（藤原光二君） 清掃部長の藤原でございます。

バイオディーゼルの補助金ということで、なぜ中止したのかということの質問でございます。

当組合における施策、事業については、すべて費用対効果を眼中に、第一義に考えて処理しているところでございます。その点に当たって、この事業を導入するに当たって、補助金が見つからないということについて、費用対効果の面からしても、事業実施をしていきにくいと、見送るほうがいいやろうということの判断をしたものでございます。

次に、松尾寺山の工事にしての6,000万の内容ですけども、詳細はまだこれからでございます。ただ、大きな概算としては、本体工事約3,000万から4,000万、そこに遮水のシート工

事がございます。それが約1,000万から2,000万、超概算ですけども、その工事内容として見込んだものでございます。

それと、5号炉の休止ですけども、はっきり言いまして、議員さんのご指摘のとおりでございます。ただ、5号炉の休止につきましては、ご存じのようにピーク時、約12万トンこの焼却場でごみを焼却してございました。

ところが、市民及び事業者の皆様の減量、分別の取り組みによりまして、23年度の見込みですけども、9万トン切るかなというレベルまで減量されてきてございます。率にして25%、今までの職員の努力なり、市民、事業者の努力が反映されてきたものかなと考えてございます。そういう25%の減量を見込んだところ、いよいよ来年度には完全に休止できる環境は整いつつあるのかなという判断がしてございます。

それで、友田議員ご心配のとおり、今後休止するに当たっても、長期に、中期に、短期に、それとまた緊急時にも、また災害時にも対応できる整備計画を立てて、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（矢竹輝久君） 友田議員。

○11番（友田博文君） バイオマスの関係ですけど、今、部長がおっしゃいました費用対効果でやらんほうがええんやと。やらんほうがええというのは、我々聞いてもわからないですね。どんな費用対効果があるのと。どんだけその泉北環境がマイナスになるか、一切わかりませんね。その点、わかるように説明してください。

それから松尾寺山ですけど、大体こんなもんやということで、これ予算は立てるんですか。その点、もう一度お願いします。

5号炉は、今聞きましたように皆さんの減量で使わんでもええやろうということですけども、それは、これから減量の各市の減量効果を見ながらやっていくと思うんですけども、それはそれで聞いておきます。

あと2点、もう一度お願いします。

○事務局次長兼清掃部長（藤原光二君） 清掃部長の藤原でございます。

バイオディーゼルの詳細、費用に伴う効果並びに崩壊ですね。松尾寺山の緊急工事概要。詳細は、改めて議長のほうと相談して出させてもらうということで、お取り計らいをお願いしたいんですけど。

○11番（友田博文君） わからんもんを、そんな簡単にやな、おまえ、よう言うね。そんな

もん何もわからんと、そんなもんあれやんけ。費用対効果でやめとく。わからなかったらわからんでやな、初めからそう言えや。何てこと言うねんな。

○議長（矢竹輝久君） ちょっと整理してね。だから、費用対効果やから、国の補助金が見つからないという判断の上で今回は見合わせたということなのか、そもそもこんだけのものをかけて、こんだけの効果という、そういうふうなシミュレーションに照らしてどうだったのかとか、そこら辺ちょっと補足説明して。

再度、松尾寺については、予算の立て方がどうやねんと聞かれているわけやから、その点含めて。整理して答弁してもらえますか。

まず、部長。

（「議長、暫時休憩してください。ちょっと調整して」の声あり）

はい、わかりました。じゃ、議員さんから暫時休憩という申し出がありましたんで、暫時休憩します。

（午前10時49分休憩）

（午前11時02分再開）

○議長（矢竹輝久君） 会議を再開します。

まず、藤原清掃部長から再度答弁をお願いします。

はい、どうぞ。

○事務局次長兼清掃部長（藤原光二君） 清掃部長の藤原でございます。大変ご迷惑をおかけ申しわけございません。

バイオマス事業につきまして、大変重要な事業でございます。泉北環境にとりましても、今後も引き続き国費、財源の確保に向けながら最大限の努力をし、引き続き事業の実施に向けた検討をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、松尾寺山の修復につきましては、現在、いろいろな経費の削減案等々を考えて設計しているところでございますが、全体工事の概要の詳細等がわかれば、ある程度議会のほうに説明できるような形が整えば、何らかの形で議会に報告してみたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（矢竹輝久君） 友田議員。

○11番（友田博文君） 一応、聞くだけ聞いておくということにいたします。

バイオマスは大事なことですので、補助金ばかりを言わずに、やっぱり泉北環境としても、そういう政策を上げた以上は何らかの格好で、一遍に大きくせよとは言いませんけども、状

態をつくりながらできるだけやっていく方向をつくっていただければありがたいと思います。

松尾寺山については、全体がわかってからって、その入札前に言うてくれたらありがたいですけども、入札後にこんだけしまったと言われても、これは困りますので、お願いといたしましては、入札する前に我々にこういうことでこういう工事になりますということを、お聞かせ願いたいと思います。

特に、私にとってはちょっと余りにも費用は効果が高過ぎるんじゃないかというふうに思ってますので、その点、よろしく配慮していただけますようお願い申し上げまして終わります。

以上です。

○議長（矢竹輝久君） 他に。

赤阪議員。

○12番（赤阪和見君） 先ほどの友田議員の質問にありました松尾寺山の灰捨山の件につきまして、ちょっと若干お聞きします。

私も、去年はここへ、去年、おととしと参加しておりませんでして、その前に3年前ですか。参加させていただいたときに、松尾寺の灰捨山について、雨水の流入水のくみ上げというのが非常に大きな問題になりまして、浸透をしないような方向できちっとやるべきじゃないかと。雨水ね。そういうことで、ブルーシートで若干やってもらったやつが、今もう1枚もブルーシートがなかったんですけれども、雨の浸透を押さえて、そして雨水は雨水だけで流すというのが、やっぱりしっかりやってもらわんことには、浸透水が雨の量によっては費用が非常にかさむということであります。

また、ここの今回の崩壊したところは、これは雨水シートはないところですね。ないところですね。ないということは、この水が川へ直接流れるような方向性になるということで、先ほど聞けば遮水シートを上へ敷くような形ということでありました。

これ、国の補助金の内容から言いますと、全体を遮水シートでおさめんことには補助金がおらなかったんですね。ですから、20年来何もしないところ、灰を埋めないところがもう20年前から遮水シートを敷いて待っているわけです。そうしなければお金くれないから。補助金が。しかし、その遮水シートは、今もう劣化して、20年もたてば。もうところどころにひびが入ってしているというのが現況です。

この今回やろうとしているところ、蛇かごという形であれば、雨水を浸透さすという工法だとなりますよね。その上に遮水シートを敷くというのは、非常にこれ屋上を硬化さすとい

うんですか、何というんですか。むだなことをするのかなというふうなことにもとれるわけですよ。

ですから、これは遮水シートというのは、今現在あるところの灰に直接雨が掛かるところは、その水はくみ上げましょう。しかし、のり面にあるところ、すなわちその灰がないところですね。直接土に雨が降るところを、きっちりと川へ流す方向をとってもらって、そうでなければそういう雨水までもくみ上げて処理をせないかんというのも二重手間。これこそ費用対効果からすれば、非常に大きな問題だというふうに、3年前に僕は提言してブルーシートを藤原清掃部長さんに敷いてもうた。これでいいかというような感じで、ああ、それでいいよ。それで1回どれぐらい減るんやということを検証してほしいと。

残念ながら、この前ここは崩壊したということで見に行ったら、そのブルーシートはもう1枚もありません。こういうふうな形であれば、さっきのほうがよくかったのか悪かったのか、我々むだ遣いをしてるのかしてないのかわからないということがありますので、先ほどいみじくも蛇かごを敷いた上でどうのこうの、雨水、遮水シートを敷くんだというふうなことを言うこと自体がおかしいことであって、その点、この工事とともにしっかりと雨水対策、そして汚染水はきっちり下へ流さないで上で上げていただくと、そういう方向性をとってほしいというふうに思いますので、これは先ほど友田議員がおっしゃったように、契約を出す前に、契約を締結する前に、こういう計画でやりたいということ、若干なりともやっぱり議会にも相談をしていただければありがたいと。そして、また私たちの意見も言えるという場を設けていただきたい。これが1点です。これはもう別に返事要りません。そうやってくれるかどうかということだけです。

それと、先ほど対費用効果云々と言いましたけども、対費用効果だけでおさまるところとおさまらないところがあると思います。今回は、そういう点で国の補助金がなくなったということでやめるという点、これもこれでしょう。一考でしょう。

しかし、私もここへ毎年来ているわけではありませんので、この入り口の太陽光発電、これはネドの補助金もらったんですかね。その点だけ先にお願ひします。

○議長（矢竹輝久君） 答弁、太陽光発電補助金。

答弁。はい、どうぞ。

○総務部次長（炭谷 力君） 総務部次長の炭谷でございます。

太陽光につきましては10キロ当たり400万円の補助金をいただいております。

以上でございます。

○議長（矢竹輝久君） 赤阪議員。

○12番（赤阪和見君） ああ、そうですか。しかしね、対費用効果的には全くなってないと思うんですよ。ここの買電の部分とか、どうのこうのの形の中で、あれやったらもう民間の我々がやったほうが買電の金額も高いし、ここの金額は非常に低価格になってくるんですね。だから、そういう点では補助金があったからやった、対費用効果があるんだということだけでおさめてもうたら困るということだけ、意見だけ申し上げて終わります。

○議長（矢竹輝久君） よろしいですか。

他に質疑の発言はありませんか。

（なしの声あり）

他にないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

別にないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第12号、平成23年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第9、議案第13号、平成23年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第1号）**についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

高寺総務部長。

○総務部長（高寺信夫君） 総務部長の高寺でございます。

議案第13号、平成23年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

本件につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴います人件費の増減等歳出予算及び歳入財源の見通しによる増減調整を行ったものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり歳入歳出それぞれ6,298万1,000円を追

加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,799万1,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

56ページをお願いいたします。

3歳出、第1款廃棄物発電事業費、第1項廃棄物発電事業費につきましては、6,298万1,000円の追加をお願いするものでございます。給料、職員手当等人件費で、人事院勧告による減額と時間外勤務手当等の増を調整し20万円を追加し、工事請負費は、発電設備維持補修工事費の契約差金で40万3,000円の減額、公課費の消費税及び地方消費税につきましては、発電収入の増収に伴います課税売り上げの増によりまして、197万2,000円の追加となったものでございます。繰出金は、発電収入等歳入の増と歳出の追加を調整しまして、一般会計への繰出金6,121万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。55ページでございます。

第1款発電収入、第1項発電収入につきましては、発電量の増によりまして3,500万円の追加、第2款繰越金、第1項繰越金は、前年度繰越金を予算充当し2,798万1,000円を追加するものでございます。

以上が、平成23年度廃棄物発電事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

以上です。

○議長（矢竹輝久君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

赤阪議員。

○12番（赤阪和見君） ちょっと二、三聞かせてください。

これは、一般会計繰出金が6,000万円、合計で2億何ぼですか。

自家消費、これを金額に直したら幾らになるのかということ、それともう1点、1キロワット何ぼで関電のほうへ売ってるのかという、この2点をお願いします。

それで、先ほどの太陽光発電の部分は、こっちこれと一緒に入ってるのか入ってないのか。その縦分けはされてるのかされてないのか、その点だけをお願いします。

○議長（矢竹輝久君） 答弁、はい、どうぞ答弁。

○清掃部次長兼環境事業課長（岸部昭彦君） 清掃部次長の岸部でございます。

電気の単価でございますが、重負荷時期、これ7月から9月の時期、10時から17時まで、この単価が12.17円、そして昼、年間を通してでございますが8時から22時、これが8.61円、そして22時から8時、この単価が6.64円でございます。

そして、発電設備の総発電量ですが、5,347万キロワットというところでございます。そのうちの売電が3,077万5,000キロワットでございます。そして、売電単価ですが2億4,680万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長（矢竹輝久君） 太陽光の分は含まれているのか。

○清掃部次長兼環境事業課長（岸部昭彦君） ごめんなさい。

太陽光の分は、こちらのほうへ含まれてございます。

○議長（矢竹輝久君） 赤阪議員。

○12番（赤阪和見君） 結構です。

やっぱりね、これだけの仕事してるんだということで、先ほどだれかからの話がありました。本当に、ああ、そうそう。松尾議員から決算報告がありました。その中でも意見出てあったのは、非常に大きな仕事をしているということで、よかったなということで、各議員も認めているわけです。認めるんですけどね、ただ、こんだけの仕事してるんだと、こんだけやっぱり社会に貢献してるんだと。CO₂を出さない方向で新しいクリーンなエネルギーをやったんだと。

じゃ、あとどうしていくかということ、もっともっとやはり市民の方にも、ごみを出す方にもやっぱり啓発して、そしてこういうふうにも有効に使うてるんやということ、やっぱりしっかりと訴えていかなければいけないが1点と、もう1点はこの買電に対する金額ですね。これは、やはり交渉する今過程にあるんじゃないかと思います。

というのは、家庭用の先ほど僕は太陽光発電の話をしましたけども、太陽光発電、47円で買おうかというような、すべてをかうと。それで、自分ところの電気は全部売って、それで

買う電気は二十何ぼでどうのと。そして、太陽光発電を大きくしようとしているわけですね。そして、自然エネルギーをよく利用しようということを、今国策としてやろうとしているさなかです。

その中において、やはりこの泉北環境の自家発電がどうなるのか。また、太陽光発電と一緒にやってますというだけで本当はいいのかどうかね。僕は、やはりそういう点ではもうちょっと何というんですかね。電力、こんだけ逼迫してきてるという電力、うちはいいいんだと、うちは我がところで起こして、我がところで使っているから、それだけでいいんだということを絶対考え方はやめてほしいと。その中でも、節電をしてちょっとでも売る。また、環境的に社会環境の中に貢献していくということを、僕は大いに継承すべきやというふうに思うんです。

そして、やはりそういうふうな形の中で、ごみというものに対する、ただ単にごみじゃないんだということを、ここで実証できたということをもっともっと売りにやっていかんことには、これは燃やしているだけでは何の効果も、邪魔物を燃やしてるというだけになってしまおうと思うんです。

そういう点では、しっかりとこの今先ほど質問したように、自家消費が何ぼで、もしこれを買うとすれば何ぼで買わないかんのやと。こんだけのお金が、まずはここへ2億何ぼ、一般会計に入ってるんだということだけで終わろうとしていること自体が、僕は残念だと思うんです。

本来ならば、この装置がなかったら、泉北環境としてはこんだけの電気代が要るんですよということを、やっぱり我々が自覚して、そしてこれに対してどう育てていくかということを考えていただきたいと、そう要望しておきます。

○議長（矢竹輝久君） 他に質疑は。

古賀議員。

○5番（古賀秀敏君） 5番、古賀です。

本補正予算に対して、全く異論をはさむものではございませんが、この際ですから若干廃棄物発電事業についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどの質疑の中で、一定いわゆる関電に売っている電気の単価というのは理解したわけですけど、非常に単価そのものが安いということに驚いております。我々が、一般家庭で買う電気というのは、もうこれよりはるかに高いんですよ。そういう意味で、特に今関西電力は原子力発電に負う割合が非常に高いということで、いわゆる10%の節電を、企業や、そ

して家庭にもそういった要請がなされておるようなところでございます。

そういう意味では、このいわゆる廃棄物発電事業というのは、そういう意味での社会的な役割というのは、一定私は果たしていくものではないかと思えます。そういう意味で、このより効率的な運転をどうしたら達成できるのかということ、いろいろ工夫はされておると思えますけども、現時点でどんな工夫がなされてやられておるのかということが1点と、それともう一つはこのタービンの出力というのが、交渉能力、保障のいわゆる何%の運転に現在あるのか。そこいらについて、その2点についてちょっとこの際ですからお尋ねをしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（矢竹輝久君） 答弁は岸部さん。どうぞ、岸部さん。

○清掃部次長兼環境事業課長（岸部昭彦君） 清掃部次長の岸部でございます。

議員の発電に対する姿勢ということで、まず最初に焼却炉の攪拌を十分に行うことにより安定した運転を図り、そして発電の効率化をめざしております。

続きまして、生活環境に伴った電力消費のピーク時に合わせ、発電の効率化、そして定期整備時期を電力使用の一番多い夏場を避けて行っております。そして、定期整備時期の短縮も発電の量の増加に努めてございます。

それと、節電的なことになるのですが、工場の排気ファンベルトの省エネ化の取りかえ、施設内のエレベーター照明器具等の節電に努めてございます。そして、9,300キロワット、これの今ごみカロリーが相当下がってきてございますので、今現状8,000から7,500キロワットぐらいの発電ではないかと思えます。

以上でございます。

○議長（矢竹輝久君） 古賀議員。

○5番（古賀秀敏君） 今のお話だと、まだいわゆるカロリーをアップすれば、まだ発電量もふえると、こんな状況にあるのではないかと思います。

そこで、お隣の堺市さんは、これスーパーごみ発電を天然ガスで、その部分と、いわゆるこの予熱発電と両方で発電事業をやられているわけですがけれども、このごみ発電の、いわゆる廃棄物発電の部分については、夜間料金が非常に買い取りが安いということで、昼間にいわゆる出力アップしようと、こういう工夫がずっともう数年前からやられているんですね。

どんなことをやられているかと言いますと、昼間にできるだけ乾燥したごみを燃やすと。そして、湿ったごみは夜間に燃やすということで、いわゆる昼間の高いところでカロリーアップを図っていくという、こういったことを毎日繰り返し実施をされておるということで、

ここでもいわゆるごみの攪拌をしながらより乾燥させて、カロリーアップを図るような、そういったことはされておるといふ先ほどの答弁でございますけれども、そこいらについてもさらにいわゆる効率的、効果的な運転方法ということ、いろんな試行錯誤をしながら改善を図られてはいかかかなと、このように思います。

それと、この余力がこれからごみの減量化ということが進んでいくに従って、当然発電能力もいわゆる燃やすごみが減るわけですから、減ってくるということになるわけです。

そしてまた、いわゆる紙とかそういったものが、資源ごみとして分別が進めば進むほど、どちらかといえばいわゆるカロリーの低い、そういった形の湿ったごみが中心になってくると。そうすると、当然発電の量が減ってくるということにも相なるわけでございますので、一層いわゆるいかにしたらそういった発電量を高めていくのかということの試行錯誤を、ひとつ今後とも繰り返し進めていただいて、より効率的な運転に努めていただくことを、この際ですからお願いをして終わっておきたいと思っております。

○議長（矢竹輝久君） 他に質疑の発言はありませんか。

（なしの声あり）

他にないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

別にないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号、泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号については、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、日程第10、議案第14号、平成23年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

高寺総務部長。

○総務部長（高寺信夫君） 総務部長の高寺でございます。

議案第14号、平成23年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計補正予算（第3

号) につきましてご説明申し上げます。

議案書の57ページをお願いいたします。

本件につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴います人件費の増減等歳出予算及び歳入財源の見通しによる増減調整を行ったものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり歳入歳出それぞれ1,363万8,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,203万5,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。

3歳出、第1款公共下水道費、第1項公共下水道運営費につきましては、18万9,000円の追加をお願いするものでございます。給料、職員手当等人件費で、人事院勧告による減及び人事異動等により602万3,000円の追加となったものでございます。需用費では、消耗品で10万円、光熱水費で120万円を減額し、需用費で130万円の減額となったものでございます。

次の67ページでございます。

委託料につきましては、468万円の減額でございます。沈砂搬出処分及び放流水及び排ガス測定業務等委託料等の契約差金でございます。公課費につきましては、下水道事業に係る消費税及び地方消費税納付額14万6,000円の追加となったものでございます。

次の公債費につきましては、元金で1,699万7,000円の増額と利子で3,082万4,000円の減額で、公債費全体で1,382万7,000円の減額でございます。これは、平成22年度及び本年度9月に実施いたしました公的資金補償金免除繰上償還、借りかえによる効果によるものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

65ページでございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、前年度繰越金の充当等歳入予算の増額と歳出予算の減額を増減調整し、分担金で4,187万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、460万円の減額をお願いするものでございます。下水道使用料では、件数の減及び節水等により490万円の減額、下

水処理場使用料では、行政財産使用料として30万円追加するものでございます。

第4款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度繰越金を予算充当し、2,965万5,000円を追加するものでございます。

第5款諸収入、第2項雑入につきましては、大阪府に委託しております下水汚泥処理委託の平成22年度の清算金等で318万円の追加となったものでございます。

以上が、平成23年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

以上です。

○議長（矢竹輝久君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号、平成23年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号については、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、**日程第11、議員派遣の報告**についてであります。本組合議会会議規則第112条の第1項のただし書きの規定により、別紙のとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

神谷管理者。

○管理者（神谷 昇君） 管理者の神谷でございます。

議長のお許しをいただきまして、本組合議会第4回定例会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、ただいまご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議を賜りまして、すべてご可決、ご承認を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。

議員皆様方におかれましては、本年1年を通じまして、本組合行政推進には、格別のご支援、ご協力を賜り、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

我々一同も、さらに今回の不祥事件を受けまして、みずからの襟を正し、心を新たにいたしまして、誠心誠意市民福祉の向上に努めて頑張りたいというふうに思っております。一層の議員皆様方のご支援をよろしくお願い申し上げます。

あとわずかで新年を迎えるわけでございますけれども、議員皆様方におかれましては、来たる年におきましても、本年同様本組合に対しまして一層のご理解、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、年末を控え、寒さも一段と激しくなっておりますが、どうか十分にお体をご自愛賜りまして、ご家族おそろいで新年をお迎えいただきますよう、またさらなるご活躍を心よりご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のごあいさつをさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（矢竹輝久君） 管理者のあいさつが終わりました。

本年もあとわずかで新年を迎えることとなりますが、議員並びに理事者の皆様におかれましては、公私何かとご多忙のことと存じますが、どうかご健康に留意されまして、ご家族おそろいでよいお年をお迎えいただきますよう心からご祈念申し上げます。

それでは、これもちまして平成23年泉北環境整備施設組合議会第4回定例会を閉会いたします。ご協力どうもありがとうございました。

（午前11時38分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 矢 竹 輝 久

同 署 名 議 員 明 石 宏 隆

同 署 名 議 員 赤 阪 和 見